

Q & A

Q ISSNとはどう違うのですか？

A ISSN（国際標準図書番号）は図書を識別するための番号です。ISSN は一般社団法人日本図書コード管理センターによって管理されています。

Q ISSN 付与要件を満たす出版物を刊行・納本すると、自動的に ISSN が付与されるのですか？

A ISSN 日本センターでは、発行者の申請に基づいて ISSN を付与しています。ISSN の取得をご希望の場合は、ISSN の登録申請書を提出してください。申請の方法と書式は下記の URL でご案内しています。

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/issn.html>

Q 申請・登録には料金がかかりますか？

A 無料です。

Q ISSN を登録すると、学術誌として認定されますか？ またタイトルの独占使用はできますか？

A ISSN は学術誌の認定とは無関係です。権利付与（タイトルの独占使用、著作権等）とも無関係です。

Q 申請から ISSN の通知（事前通知書の送付）までにどれくらいかかりますか？

A 申請書の受理後、約 1 週間で番号をお知らせします。

Q 通知された ISSN の末尾が「X」となっていますが、間違いでしょうか？

A 間違いではありません。末尾はチェック用の数字（チェックデジット）です。ここには 1～9 の数字、もしくは X（ローマ数字で 10）が入ります。

Q デザインの都合上、表紙右上に ISSN を表示できません。どうしたらよいですか？

A 表紙右上の表示が難しいときは、表紙の別の場所や、裏表紙など分かりやすい場所に表示してください。

Q タイトルを変更しても、内容を引き継いでいるときは同じ ISSN を使用してもよいですか？

A ISSN はタイトルごとに与えられる番号のため、タイトルが変更になったときは原則として新しい番号の登録申請をお願いしております。ただし、軽微な変更であれば、同じ番号を使用できる場合があります。詳しくは ISSN 日本センターにお問い合わせください。

Q 冊子体で刊行していたものをオンラインジャーナルでの刊行に変更します。同じ ISSN を引き続き使用できますか？

A ISSN は媒体ごとに異なりますので、媒体が変更になったときはタイトルが同じでも別の ISSN になります。オンラインジャーナルの ISSN の取得をご希望の場合は、別途 ISSN の登録申請書を提出してください。

【問い合わせ先】

ISSN 日本センター（国立国会図書館 収集書誌部 逐次刊行物・特別資料課 整理係）

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1 e-mail: issnjpn@ndl.go.jp

TEL: 03-3506-3355（直通） FAX: 03-3581-1330

（平成 25 年 1 月）



ISSN

国際標準逐次刊行物番号

International Standard Serial Number

国立国会図書館は、1976 年から ISSN 日本センター（当時の名称は ISDS 日本センター）として活動を開始しました。

ISSN 日本センターでは発行者の申請に基づき、国内で刊行される逐次刊行物への ISSN 付与および登録を行っています。ISSN における逐次刊行物とは「一定のタイトルのもとに終わりを定めずに継続刊行され、巻号や年月次表示がある出版物」のことです。

これまでに国内で付与された ISSN は約 40,000 件（うち約 1,500 件はオンライン出版物）にのぼります。

ISSN は、パリにある ISSN 国際センターが統括する ISSN ネットワークにより国際規模で維持・管理されています。



ISSNとは?

ISSN (International Standard Serial Number: 国際標準逐次刊行物番号) とは、逐次刊行物を識別するための国際的な標準番号です。ISO規格 (ISO3297) とその対応規格である日本工業規格 (JIS X 0306) により定められています。

ISSN は逐次刊行物のタイトルごとに固有の番号が付与されます。同じタイトルでも、冊子体、CD-ROM、オンラインジャーナル等、媒体が異なる場合は、それぞれ別の ISSN が付与されます。

同一内容の逐次刊行物が異なる媒体で刊行され、異なる ISSN をもつ場合、ISSN-L という共通番号が与えられます。ISSN-L は、同一内容の逐次刊行物がもつ ISSN のうち、いずれか一つと同じ番号になります。



冊子体
『参考書誌研究』
ISSN 0385-3306
ISSN-L 0385-3306



オンラインジャーナル
『参考書誌研究』
ISSN 1884-9997
ISSN-L 0385-3306

ISSN付与の対象となる出版物は?

逐次刊行物とは次の条件を満たす出版物を言い、ISSN付与の対象となります。

- ・ 毎号同じタイトルで発行される
- ・ 巻号や年月次をもつ
- ・ 終わりを定めずに継続刊行される
(継続刊行されるものでも、全〇巻と予定されている場合は対象となりません)

このなかには、雑誌、新聞、紀要などの冊子体や、CD-ROM、DVD-ROM などのパッケージ系電子出版物だけでなく、オンラインジャーナルなどのオンライン出版物も含まれます。

また、データベース等の継続更新資料も ISSN付与の対象となります。

ISSN日本センターでは、逐次刊行物の ISSN付与の条件として次のことを求めています。

冊子体やパッケージ系電子出版物など、媒体がある出版物の場合

- ・ 国立国会図書館へ納本すること

オンラインジャーナルの場合

- ・ 各号に分冊して刊行されること
- ・ サイト内に日本国内の出版地表示があること
- ・ オンラインジャーナルを掲載するウェブページに、タイトルと ISSN を表示すること

※なお、上記以外に

- ・ バックナンバーの巻号を一覧できること
- ・ バックナンバーの中身を全号見られること

も条件となる場合があります。詳細は ISSN日本センターにお尋ねください。

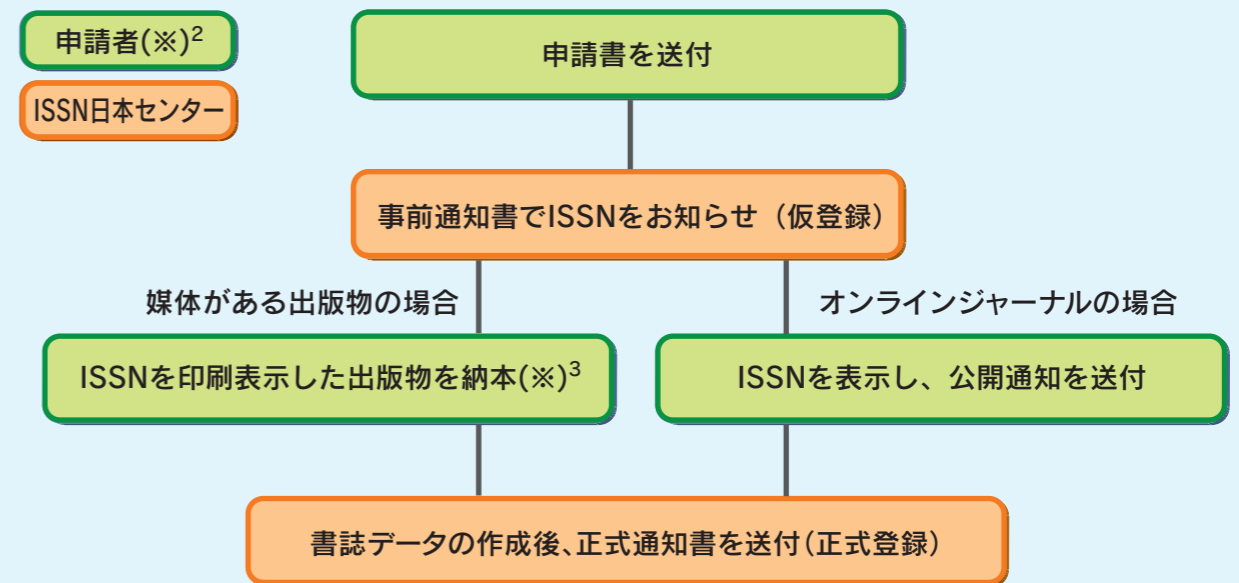
ISSNの利点は?

主要な図書館の蔵書目録データベースや一部の電子ジャーナルのデータベースでは ISSNによる検索が可能です。また、ISSNはタイトルおよび媒体と一対一で結びついているので、ISSNがあると、タイトル、媒体、発行国、発行者、言語、内容等にかかわらず、逐次刊行物の同定、識別が容易になります。

ISSNの登録申請方法

ISSNは発行者の申請に基づいて付与しています(※)¹。

申請から付与までの流れは次のとおりです。国立国会図書館ホームページの ISSN日本センター (<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/issn.html>) に、手続きの詳細と申請書を掲載しています。



(※)¹...ISSNの取得は任意です。

(※)²...出版物の発行者、または編集・製作・印刷業務等の関係者

(※)³...既刊で未納本の場合、原則として申請書と同時にバックナンバーもお送りいただきます。

ISSNの表示例

冊子体の場合
原則として表紙右上に印刷表示します。



オンラインジャーナルの場合
ウェブページにタイトルとセットで表示します。

